

津市子ども・子育て支援施策 (地域子ども・子育て支援事業) の実施状況について

令和8年7月16日

津市健康福祉部 こども政策課

事業名	利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）								
津市こども計画	P83								
事業内容	こどもと保護者が、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業での教育・保育や、一時預かり事業、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所での支援を行うほか、子育てに関わる相談業務も担い、必要に応じて個別の支援プラン作成や関係機関への接続等、妊娠期から子育て期に渡る途切れのない支援を行います。								
設置数 (R8.4.1)	【基本型】 5 か所 【こども家庭センター型】 11 か所								
実 績	◆「量の見込みと確保の方策」及び「実績（設置数）」								
	計 画		第 2 期	第 3 期				単位	
	年 度		R6	R7	R8	R9	R10		R11
	基本型 (地域子育て相 談機関)	①量の見込み	5	5	5	5	5	5	か所
		②確保の方策	5	5	5	5	5	5	
		②－①	0	0	0	0	0	0	
		設置数	5	5	5				
	こども家庭 センター型 (令和 6 年度ま で母子保健型)	①量の見込み	10	11	11	11	11	11	か所
		②確保の方策	10	11	11	11	11	11	
		②－①	0	0	0	0	0	0	
設置数		11	11	11					
今後の方向性 (実施状況における評 価)	利用者にとって身近な場所となるよう、市内 16 か所で事業を実施してきました。子育て支援センターの子育て支援コーディネーターと、保健センターの保健師間で定期的に連携会議を開催し、適宜情報共有を図っています。また、双方の活動にコーディネーターと保健師が相互に出向くことで、更なる連携強化に努めています。 令和 5 年度からは、週末の家族参加型イベントや「みえの親スマイルワーク」を開催しました。これにより、父親の育児参画を促進するとともに、各センターがより身近な相談場所となるよう取り組んでいます。 令和 6 年度からは、本庁に「こども家庭センター」を設置しました。あわせて、基本型 5 か所の地域子育て相談機関とその他のこども家庭センター型事業所を『こども家庭センター こども子育て支援拠点』と位置づけました。今後は、本庁のこども家庭センターと各拠点が密に連携しながら、相互交流や相談の場を提供し、子育て中の親子が孤立しないよう、妊娠・出産期から途切れのない支援を行っていきます。								
	所 管 課	【基本型】 こども家庭センター 【こども家庭センター型】 こども家庭センター、健康づくり課							

事業名	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業）																																											
津市こども計画	P84																																											
事業内容	妊娠・出産・子育ての不安を抱える保護者に寄り添い、必要な支援を早期に届け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることを目的とし、妊娠届出時、妊娠 8 か月頃、赤ちゃん訪問時などに保健師等の専門職が面談を行い、妊娠・出産・子育てに向けた個々の家庭状況に応じたライフプランを一緒に作成するとともに必要なサービスを提案し、妊娠届出時から出産、乳幼児期の育児に至るまで、継続的に相談・支援を行います。																																											
計 画	◆「量の見込みと確保の方策」 (利用者数) <table><tr><th>計画</th><th colspan="5">第 3 期</th><th rowspan="2">単位</th></tr><tr><th>年度</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr><tr><td>①量の見込み</td><td>4,575</td><td>4,446</td><td>4,323</td><td>4,203</td><td>4,086</td><td rowspan="4">人/年</td></tr><tr><td>②確保の方策</td><td>4,575</td><td>4,446</td><td>4,323</td><td>4,203</td><td>4,086</td></tr><tr><td>②－①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>3,182</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						計画	第 3 期					単位	年度	R7	R8	R9	R10	R11	①量の見込み	4,575	4,446	4,323	4,203	4,086	人/年	②確保の方策	4,575	4,446	4,323	4,203	4,086	②－①	0	0	0	0	0	利用者数	3,182				
計画	第 3 期					単位																																						
年度	R7	R8	R9	R10	R11																																							
①量の見込み	4,575	4,446	4,323	4,203	4,086	人/年																																						
②確保の方策	4,575	4,446	4,323	4,203	4,086																																							
②－①	0	0	0	0	0																																							
利用者数	3,182																																											
今後の方向性 (実施状況における評価)	安心して出産・子育てができるよう伴走型相談支援として、妊娠届出時、妊娠 8 か月、赤ちゃん訪問時に面談を実施しました。 様々なニーズに合わせた母子保健サービスの情報提供や支援が必要な際の相談体制、支援制度の紹介とコーディネートを実施し、支援につなげました。 今後も、妊娠や出産、子育てによる気持ちや環境の変化に不安を抱えている方が、妊娠中から継続して市とつながりを持つことで、気軽に相談できる環境や関係性を構築し、不安の軽減・必要なときに必要な支援・サービスにつなげられるよう努めます。																																											
所 管 課	健康づくり課																																											

事業名	地域子育て支援拠点事業							
津市こども計画	P84							
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。							
実施施設 (R8.4.1)	16か所【公立】7か所【民間】9か所（自主事業1か所含む）							
実 績	◆「量の見込みと確保の方策」及び「実績（利用者数）」 【全市】							
	計 画	第2期	第3期				単位	
	年 度	R6	R7	R8	R9	R10		R11
	①量の見込み	4,704	5,780	5,582	5,412	5,198	4,996	人/月
	②確保の方策	7,599	8,373	8,373	8,373	8,373	8,373	
	②－①	2,895	2,593	2,791	2,961	3,175	3,377	
	利用者数	3,830	4,642					
★土曜日の開所：R4～「子育て支援センターASTRA」、R6～「のんの（高田保育園）」、 R7～「たるみ子育て支援センター」、「芸濃子育て支援センター」 ★対象者の拡大（就園児の利用）：R7～「たるみ子育て支援センター」、「川合保育園子育て支援センター」 ※その他、桜橋、安濃、香良洲、白山の公立子育て支援センターにおいては、長期休暇中は就園児の利用可。								
今後の方向性 (実施状況における評価)	令和7年度の1月当たりの利用者数は、4,642人で、令和6年度から増加しました。 子育て支援センターのアンケート調査等において、週末の利用、就園児の利用についての意見をいただいていることから、土曜日の開所や、対象者の拡大（就園児も利用可とする）などを行い、利用者の拡大を図っています。また、保護者と子どもがそのニーズに合わせて支援を選択し、利用できる環境の充実に向けて、私立の子育て支援センターや地域の子育て支援を行う支援者・団体との連携を継続します。 公立の子育て支援センターにおいては、令和5年度から父親も一緒に参加しやすいよう家族参加型のイベントを週末に開催し、父親にとっても利用しやすい子育て支援センターを目指しています。今後も、子育て支援センターが身近な相談場所となるよう、市ホームページに子育てに関する取組や情報などを掲載し、更なる情報発信に努めます。							
所 管 課	こども家庭センター							

事業名	妊婦健康診査事業									
津市こども計画	P86									
事業内容	健やかな妊娠期を保つため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②身体計測及び尿・血液等の検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の異常を早期に発見し、適時必要に応じた処置及び継続観察につなげます。									
実施施設	三重県内協力医療機関（県外受診については、償還払いで対応）									
実 績	◆「量の見込みと確保の方策」及び「実績（利用者数・利用回数）」									
	計 画		第 2 期	第 3 期					単位	
	年 度		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
	利用者数	①量の見込み	2,864	2,355	2,262	2,178	2,090	2,008	人/年	
		②確保の方策	2,864	2,355	2,262	2,178	2,090	2,008		
		②－①	0	0	0	0	0	0		
		利用者数	2,348	2,400						
	利用回数	①量の見込み	21,480	17,664	16,968	16,332	15,672	15,060	回/年	
		②確保の方策	21,480	17,664	16,968	16,332	15,672	15,060		
		②－①	0	0	0	0	0	0		
利用回数		18,091	18,239							
今後の方向性 (実施状況における評価)	妊婦に対して、健康診査の費用助成を行い、妊娠中の母体および胎児の健康状態を定期的に確認するために実施します。妊婦健診の頻度は、国の告示（妊婦に対する健康診査についての望ましい基準）により妊娠週数に応じた受診頻度が推奨されており、妊婦 1 人につき出産までに 14 回程度です。現在、費用助成は 14 回分、多胎の場合は、追加 5 回分が受けられます。利用者数の増加は、妊娠届出数の増加に伴うものです。妊娠届出以降は、その個人の背景にある社会状況からの心理的負担や経済的要因を考慮し、保健師や助産師が個別にアプローチしています。妊娠中の異常を早期に発見するとともに、医師の指示がある妊婦には、必要に応じて、適切な生活習慣への保健指導や安心して妊娠期間が過ごせるよう家庭訪問を行いました。今後も、妊娠に伴う経済的、精神的な負担を軽減し、全ての妊婦が安心して出産ができるよう、支援制度の案内や健康診査の必要性を啓発すると共に、悩んだ時の相談先として支援の充実に努めます。									
所 管 課	健康づくり課									

事業名	乳児家庭全戸訪問事業																																																														
津市こども計画	P87																																																														
事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師または助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行い、必要に応じ支援につなげます。																																																														
実績	◆「量の見込みと確保の方策」及び「実績（利用者数）」 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計 画</th><th>第2期</th><th colspan="5">第3期</th><th rowspan="2">単位</th></tr> <tr> <th colspan="2">年 度</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">利用者数</td><td>①量の見込み</td><td>1,826</td><td>1,536</td><td>1,472</td><td>1,414</td><td>1,361</td><td>1,306</td><td rowspan="4">人/年</td></tr> <tr> <td>②確保の方策</td><td>1,826</td><td>1,536</td><td>1,472</td><td>1,414</td><td>1,361</td><td>1,306</td></tr> <tr> <td>②－①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>利用者数</td><td>1,494</td><td>1,465</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>実施率</td><td>99.9</td><td>99.7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>%</td></tr> </tbody> </table> ※利用者数のため「戸」ではなく、「人」（双子は2人）で算出								計 画		第2期	第3期					単位	年 度		R6	R7	R8	R9	R10	R11	利用者数	①量の見込み	1,826	1,536	1,472	1,414	1,361	1,306	人/年	②確保の方策	1,826	1,536	1,472	1,414	1,361	1,306	②－①	0	0	0	0	0	0	利用者数	1,494	1,465					実施率	99.9	99.7					%
計 画		第2期	第3期					単位																																																							
年 度		R6	R7	R8	R9	R10	R11																																																								
利用者数	①量の見込み	1,826	1,536	1,472	1,414	1,361	1,306	人/年																																																							
	②確保の方策	1,826	1,536	1,472	1,414	1,361	1,306																																																								
	②－①	0	0	0	0	0	0																																																								
	利用者数	1,494	1,465																																																												
	実施率	99.9	99.7					%																																																							
今後の方向性 (実施状況における評価)	保健師または助産師が対象家庭への訪問を実施し、生後間もない時期の子育てに不安を持つ産婦に対し、子育てに関する情報提供や親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行い、相談対応や必要な支援につなげました。利用者数は、R6年度からR7年度にかけて減少していますが、これは出生数の減少に伴うものです。令和6年度から令和7年度にかけての実施率に著変はありません。 県外及び市外等に里帰りしている場合も、産後は心身の不調も起こりやすく、産後うつ予防が重要な時期であり、里帰り先の市町村に訪問の実施を依頼し、切れ目ない支援が行えるように対応しました。また、長期入院が必要となっている場合には、周産期医療機関と連携を図り、退院後早期の訪問対応等、産後まもない時期の安心した子育てに向けて支援を行い、訪問予定の連絡がつかない場合には、連絡がつきにくいという事実そのものがリスクサインとして、支援ニーズが高い可能性も考慮し、手紙や時間帯を変えての訪問等、必要な関係機関と連携し、複数手段での接点に努めました。今後も、妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援による安心した子育てに向けて、専門職による事業の実施を継続していきます。																																																														
所 管 課	健康づくり課																																																														

事業名	養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業								
津市こども計画	P87								
事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。								
実 績	◆「量の見込みと確保の方策」及び「実績（延べ訪問回数）」								
	計 画		第2期	第3期				単位	
	年 度		R6	R7	R8	R9	R10		R11
	訪問回数	①量の見込み	55	300	300	300	300	300	人/年
		②確保の方策	55	300	300	300	300	300	
		②－①	0	0	0	0	0	0	
		延べ訪問回数	280	494					
産前・子育て応援ヘルパー派遣事業	延べ訪問回数		753						
今後の方向性 (実施状況における評価)	令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、新たに『子育て世帯訪問支援事業』が創設され、養育支援訪問事業の「育児・家事援助」については、当該事業に移行されました。このことにより、本市は、令和5年度に特例事業として要支援家庭等を対象に実施していた『子育て世帯訪問支援事業』を当該改正法の施行に合わせて令和6年度より本格的に開始しました。加えて、養育支援訪問事業の「専門的相談支援」は、こども家庭センターの保健師が実施しています。 令和7年度の実績は、受託事業者（派遣可能なヘルパー）が増加したことに伴い、様々なニーズへ対応可能な体制が整ったことから、令和6年度より増加しました。 また、令和7年6月から、児童虐待の未然防止のため『子育て世帯訪問支援事業』を拡充し、子育てに対する不安や負担を抱え日常生活に支障が生じている家庭を対象にした「産前・子育て応援ヘルパー派遣事業」を実施しています。 今後、利用家庭の増加も想定されることから継続して受託事業者の確保に努めるとともに、引き続き支援を必要とする家庭が、その家庭の状況に合わせて適切にご利用いただけるよう努めていきます。								
所 管 課	こども家庭センター								

事業名	子育て短期支援事業								
津市こども計画	P88								
事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、一時的に養育または必要な保護を行います。（子育て支援ショートステイ事業）								
実施施設 (R8.4.1)	【2歳未満児】・・・3施設 【2歳以上児】・・・11施設 【ファミリーホーム】・・・2施設 【母子生活支援施設】・・・1施設								
実 績	◆「量の見込みと確保の方策」及び「実績（延べ利用日数）」								
	計 画		第2期	第3期				単位	
	年 度		R6	R7	R8	R9	R10		R11
	利用者数	①量の見込み	220	250	250	250	250	250	人/年
		②確保の方策	220	250	250	250	250	250	
		②－①	0	0	0	0	0	0	
延べ利用日数		327	214						
今後の方向性 (実施状況における評価)	本事業は利用者の申請状況により毎年増減があることから、令和7年度は利用日数が減少しています。 当該事業は、育児疲れや育児不安を持つ保護者の育児の一時的な代替を行い、育児疲れの軽減や児童虐待防止にも有意義な事業であることから、引き続き、利用者への適切な支援につながるよう努めます。また、必要な利用者にご利用いただけるよう、引き続き市ホームページや啓発媒体を通じて周知・啓発を図ります。								
	所 管 課	こども家庭センター							

事業名	子育て援助活動支援事業								
津市こども計画	P88								
事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。（ファミリー・サポート・センター事業）								
実 績	◆「量の見込みと確保の方策」及び「実績（延べ利用者数）」								
	計 画		第 2 期	第 3 期				単位	
	年 度		R6	R7	R8	R9	R10		R11
	延べ 利用者数	①量の見込み	1,600	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	人/年
		②確保の方策	1,600	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
		②－①	0	0	0	0	0	0	
		延べ利用者数	2,530	2,774					
実施団体：津子ども NPO センター（委託） 会員数（R6）：依頼会員：923 人 提供会員：107 人 両方会員：8 人 合計：1,038 人 会員数（R7）：依頼会員：923 人 提供会員：107 人 両方会員：8 人 合計：1,038 人									
今後の方向性 (実施状況における評価)	令和7年度は児童の送迎等のニーズの増加に伴い、令和6年度より利用者数が増加しました。一方で会員数は合計1,038名で横ばいとなっています。								
	事業の利用には、依頼会員及び提供会員の確保が重要であることから、今後も提供会員の確保及び資質向上のための養成講座を実施するとともに、広報津への記事掲載や独自の広報紙作成等、制度の周知のための広報活動を継続していきます。								
所 管 課	こども家庭センター								

事業名	一時預かり事業（①幼稚園型、②一般型・余裕活用型）							
津市こども計画	P89～P90							
事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。							
型	①幼稚園型（延長預かり）							
実施施設 (R8.4.1)	3 4 か所（市立幼稚園 4 か所、市立認定こども園 6 か所、私立幼稚園 4 か所、国立幼稚園 1 か所、私立認定こども園 1 8 か所）							
実 績	◆「量の見込みと確保の方策」及び「実績（利用者数）」							
	【全市】							
	計 画 年 度	第 2 期 R6	R7	R8	R9	R10	R11	単位
	①量の見込み	120.683	123,232	118,657	114,170	107.713	103,991	人/年
	②確保の方策	198,990	209.260	209,260	209,260	209.260	209,260	
	②－①	78,307	86,028	90,603	95.090	101,547	105,269	
	利用者数	72,952	73,603					
今後の方向性 (実施状況における評価)	一時預かり事業（幼稚園型）は、事業を実施している施設（幼稚園又は認定こども園）に在園することで利用可能となる延長預かりの事業です。現状の利用者数に対し、提供体制は十分に確保されています。量の見込みに対して、本事業実施施設における最大利用可能量（確保の総数）には余剰があり、本事業を必要とする対象数が量の見込みを超えた場合においても、対応できる体制です。今後も提供体制の確保に努め、事業を継続していきます。							
所 管 課	【幼稚園】 学校教育課 【認定こども園】 保育こども園課							

型	②一般型・余裕活用型							
事業種別	【一般型】専任の職員を配置 【余裕活用型】定員に空きがある場合に利用可能							
実施施設 (R8.4.1)	【一般型】6か所（私立保育所3か所、私立認定こども園2か所、私立幼稚園1か所） 【余裕活用型】17か所（公立保育所8か所、公立認定こども園6か所。私立保育所3か所）							
実 績	◆「量の見込みと確保の方策」及び「実績（利用者数）」							
	【全市】							
	計 画	第2期	第3期					単位
	年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
	①量の見込み	5,363	6,714	6,474	6,251	5,947	5,729	人/年
	②確保の方策	5,363	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880	
	②－①	0	▲834	▲594	▲371	▲67	151	
利用者数	2,101	2,298						
今後の方向性 (実施状況における評価)	【令和8年度拡充あり】 本事業は令和8年度より、一般型で私立幼稚園1か所が追加され、一般型6か所（私立幼稚園1か所、私立保育所3か所、私立認定こども園2か所）、余裕活用型17か所（公立保育所8か所、公立認定こども園6か所、私立保育所3か所）の計23か所の保育所等において実施しています。令和6年度から令和7年度にかけて、利用者数が2,101人から2,298人に増加し、197人の増となりましたが、本事業の提供体制は確保されている状況です。 運営する保育所等の保育士配置基準の改正やこども誰でも通園制度の制度化に伴い、保育士や保育教諭等の確保がますます必要となっています。今後は、利用実績の動向を注視しながら、提供体制の継続的な確保に努め、事業を継続していきます。							
	所 管 課	保育こども園課、学校教育課						

事業名	延長保育事業（時間外保育事業）							
津市こども計画	P91							
事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。							
実施施設 (R8.4.1)	38 か所（公立保育所 6 か所、公立認定こども園 6 か所、私立保育所 13 か所、私立認定こども園 13 か所）							
計 画	◆「量の見込みと確保の方策」及び「実績（利用者数）」							
	【全市】							
	計 画 年 度	第 2 期 R6	R7	R8	R9	R10	R11	単位
	①量の見込み	1,344	1,294	1,254	1,218	1,164	1,128	人
	②確保の方策	1,344	1,294	1,254	1,218	1,164	1,128	
	②－①	0	0	0	0	0	0	
	利用者数	1,190	922					
今後の方向性 (実施状況における評価)	本事業は 38 か所（公立保育所 6 か所、公立認定こども園 6 か所、私立保育所 13 か所、私立認定こども園 13 か所）の保育所等において実施されており、本事業が必要な場合の提供体制が確保されています。							
	令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、利用者数が 1,190 人から 922 人に減少し、268 人の減となりました。今後も利用実績の動向を注視しながら、提供体制の継続的な確保に努め、事業を継続していきます。							
所 管 課	保育こども園課							

事業名	病児保育事業									
津市こども計画	P92									
事業内容	病児・病後児について、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育等をします。									
実施施設 (R8.4.1)		病児・病後児保育（病氣中～病氣回復期）			病後児保育（病氣回復期）					
	施設名	津病児デイケアルーム「ひまわり」		一志病院病児・病後児保育室「みどり」	津病後児保育室「HUG（はぐ）」		高田病後児保育所「ぬくみ」			
	エリア	中部（大倉）		南部（白山町）	中部（久居寺町）		北部（大里野田町）			
	定員	6 名		2 名	3 名		3 名			
実 績	◆「量の見込みと確保の方策」及び「実績（延べ利用者数）」									
	計 画		第 2 期	第 3 期				単位		
	年 度		R6	R7	R8	R9	R10		R11	
	延べ利用者数	①量の見込み		1,907	2,726	2,629	2,538	2,415	2,326	人/年 ※計画は、0～5 歳児を対象に算定
		②確保の方策		1,907	2,726	2,629	2,538	2,415	2,326	
		②－①		0	0	0	0	0	0	
		延べ利用者数		499	392					
(参考) 最大受入人数		4,920	3,660	3,660	3,660	4,140	4,140			
今後の方向性 (実施状況における評価)	令和 7 年度時点で病児・病後児保育を 2 か所、病後児保育を 2 か所で実施しています。令和 7 年度の延べ利用者数は 392 人で令和 6 年度の 499 人に比べ 107 人の減となりました。しかし、令和 7 年度に必要な人員が確保できずに開設日数が減っていた一部の施設で令和 8 年 2 月以降に人員が確保できたことにより開設日数が回復したことから、令和 8 年度の利用人数は当初より昨年を上回る推移をするの見込んでいます。今後もニーズを見極め、提供体制の確保に努め、事業を継続していきます。									
所 管 課	保育こども園課									

事業名	放課後児童健全育成事業											
津市こども計画	P93											
事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。											
実施施設 (R8.4.1)	102か所（令和7年度比較で5か所増加）											
		津	久居	河芸	芸濃	美里	安濃	香良洲	一志	白山	美杉	合計
	令和7年度	53	18	6	5	1	5	1	4	4	0	97
	令和8年度	57	19	6	5	1	5	1	4	4	0	102
実 績	◆「量の見込みと確保の方策」及び「実績（利用者数）」 【全市】											
	計 画		第2期	第3期					単 位			
	年 度		R6	R7	R8	R9	R10	R11				
	低学年	①量の見込み	2,360	2,510	2,605	2,673	2,771	2,821	人/日			
		②確保の方策	2,362	2,510	2,605	2,673	2,771	2,821				
		②－①	2	0	0	0	0	0				
		利用者数	2,479	2,479								
	高学年	①量の見込み	1,127	1,096	1,130	1,163	1,208	1,232	人/日			
		②確保の方策	1,128	1,096	1,130	1,163	1,208	1,232				
		②－①	1	0	0	0	0	0				
		利用者数	1,137	1,247								
	今後の方向性 (実施状況における評価)	保護者の就労等により、年々増加する利用児童数の受入状況等を把握し、放課後児童クラブに係る整備指針に基づき、計画的に整備に取り組むことで、保護者が昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供することができました。 令和7年度の利用者数は、令和6年度と比較し110人の増加となりました。今後も、さらに放課後児童クラブを必要とする児童は増加していくと見込まれるため、必要な受入れができるよう、引き続き、施設整備や運営支援に取り組んでいきます。										
所 管 課		生涯学習課										

事業名	産後ケア事業						
津市こども計画	P94						
事業内容	産後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を提供し、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。県内の協力医療機関や助産所に宿泊や通所、または助産師等が産婦宅を訪問し、サービスを受けることができます。						
実施施設 (R8.4.1)	50施設（市内：13施設、市外：37施設）						
実 績	◆「量の見込みと確保の方策」 (利用希望日数)						
	計画	第3期					単位
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	
	①量の見込み	740	1,408	1,781	2,175	2,612	日/年
	②確保の方策	740	1,408	1,781	2,175	2,612	
	②－①	0	0	0	0	0	
	利用者数	606					
今後の方向性 (実施状況における評価)	【令和8年度拡充あり】 産後ケア事業の利用者は、令和6年度の1.5倍と増加傾向にあります。出産後1年未満で産後ケア事業を必要とする者に、妊娠および出産による身体的な回復と心理的な安定を促進できるように看護職が関わり、母子の愛着形成を促し、産後も安心して母子と家族が健やかな育児ができるように支援しました。 令和8年度からは、「津市産後ケアの市内宿泊型サービス拡充事業」として、宿泊型サービスにおける24時間365日体制を軸とした受入体制の整備と夜間の安全管理及び兄弟や生後4か月以降の児の受入体制の強化を行っています。このサービスの拡充により、幅広い対象者が産後ケアを希望した際に利用することができるようになりました。今後も産後ケアを必要とするときには利用できるよう、体制確保に努めると共に、支援の必要性が高い産婦等が安全に利用できる体制整備を行います。これからも利用者の拡大を見込んでいる事業であり、事業提供先が県内の限られた医療資源となっている産科医療機関や助産所が担っていることから、国・県・市の役割を明確化し、市町の区域を越えて、事業による負担軽減を図っていくことは優先的に対応すべきことであり、県には広域的支援の役割を要望し、計画的な提供体制の整備を進めていきます。						
	所 管 課	健康づくり課					

事業名	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）									
津市こども計画	P95									
事業内容	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度です。									
実施施設 (R8.4.1)	6か所 一般型：公立認定こども園1か所、私立幼稚園2か所 余裕活用型：私立保育所3か所									
実 績	◆「量の見込みと確保の方策」 【全市】									
	計 画		第3期					単位		
	年 度	R7	R8	R9	R10	R11				
	0歳児	①量の見込み	28	26	25	24	23	人/月		
		②確保の方策	2	26	25	24	23			
		②－①	▲26	0	0	0	0			
		利用者数	0.39							
	1歳児	①量の見込み	39	38	35	33	31	人/月		
		②確保の方策	2	38	35	33	31			
		②－①	▲37	0	0	0	0			
		利用者数	0.34							
	2歳児	①量の見込み	33	30	28	25	23	人/月		
		②確保の方策	1	30	28	25	23			
		②－①	▲32	0	0	0	0			
		利用者数	0.05							
	香良洲浜っ子幼稚園での実績（R7.10～R8.3） <0歳> 累積時間数：412 時間 利用児童数：32 名 ※利用児童数（延べ）：158 名 <1歳> 累積時間数：361 時間 利用児童数：24 名 ※利用児童数（延べ）：146 名 <2歳> 累積時間数：61 時間 利用児童数：6 名 ※利用児童数（延べ）：25 名									
今後の方向性 (実施状況における評価)	【令和8年度拡充あり】 第3期子ども・子育て支援事業計画策定時においては、本格的実施となる令和8年度以降について量の見込み及び確保の方策を算出しましたが、令和7年10月1日より公立施設である香良洲浜っ子幼稚園で試行的に実施することとなったため、令和7年度について代用計画を策定しました。試行的実施によって明らかとなった課題や運営上の知見を整理した上で、令和8年4月から私立幼稚園2か所及び私立保育所3か所での本格実施につなげました。今後も、利用希望者のニーズに応えるための提供体制の充実に向けて、実施施設の受け入れ拡大とともに、引き続き、事業の推進に取り組んでいきます。									
所 管 課	保育こども園課、学校教育課									